

令和6年第10回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 開会 午前 9時11分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 3番 清水 昇 4番 中島伸吉

5番 清水裕司 6番 宮岡康光 7番 上原和子

8番 中村勝雄 9番 荻野 実 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(1人)

2番 宮岡幸江

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 豊泉 隆

岩田 浩 田中 勲 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副主幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

農業振興課主査 酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第10回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、2番、宮岡幸江委員、三木康行推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、9番、荻野実委員、10番、久保田勝委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号の2番から23番につきましては、4番中島伸吉委員に対し、議案第4号につきましては、豊泉隆推進委員に対し、それぞれ当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

○議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

10月21日に、的場推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、木蓮寺地区、茶どころ通り南側の農地です。

譲受人は、地区内にて製茶業を行っている基幹農家です。

申請地は、茶畑として利用しておりますが、取得後も引き続き茶畑として使うとの事でした。他所での耕作状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら申し上げます。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

10月21日に、担当の野村委員と一緒に、現地を確認してまいりました。野村委員の説明の通り、支障はないものと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、受人の経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、10,948.50平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畑として利用されており、取得後も茶畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番(小澤正幸君)

1番、小澤です。議案第1号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

10月21日に、間野推進委員と別々に、申請地の状況などを確認してきました。見た感じですと、綺麗に耕された状態で、作物などもあります。

申請地は、案内図のとおり、東金子地区内の圏央道側道にある農地です。

借受人は会社員を行う傍ら、市民農園での耕作をきっかけに農業に興味を持ちました。昨年4月からの農地法改正に伴う下限面積の撤廃や、より広い面積での耕作を希望したことから、営農計画書等を作成のうえ事務局の方へ相談をされたとの事です。相談の中で、農地法第3条の要件を満たす形で調整が進められ、希望の条件や面積の農地が見つかり、解除条件を付した形での農地の借受けを行う事で話がまとまりました。

申請地はここ数年農地パトロールの催告対象農地でしたが、不整形地で広くない農地のためあっせんが中々まとまりませんでした。新規の方の借り入れという形であっせんがまとまったものです。

本人が今回の申請に際し、作成した経緯・理由書や営農計画書の内容により過大な面積ではなく、農機具はスコップや鍬を所有し、耕運機や刈払機なども購入する計画となっており、今後の耕作には支障ないものと思われまます。ご審議の程、宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(間野哲君)

東金子地区推進委員の間野です。

10月22日、担当の小澤委員と別々に現地を確認しました。小澤委員の説明の通り、特に問題ないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番は、受人が新たに農業を行うための農地の借受けでございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

小澤委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、171平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで休耕地でしたが、取得後は普通畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

10月20日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には住宅や駐車場、農地が混在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。規模も過大でなく、周辺農地に影響無い形で施工する事などから農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

10月20日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。

清水委員の説明のとおり、問題ないかと思われまのでよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号1番については、事業の業務拡大に伴い、駐車場と資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については確認できておりません。それ以外の一般基準については、全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況です。なお、現時点では資金の調達についての確認がなされておりませんので、その内容が確認できた場合という条件を付してご協議をお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(荻野委員 挙手)

○農業委員 9 番 (荻野実君)

事務局の説明の中で、資金計画が今まで未定だという話だったのですが、例えばその資金計画が出てきてから再度、審議に諮るってようなことはできないのでしょうか。

○事務局

ご説明申し上げます。毎月総会の議案の締日を 10 日に設けておりまして、資金の裏付書類についても通常は締日までにご用意して頂くのですが、金融機関の証明につきましては、10 日から 2 週間程かかる場合もございますので、そちらの方をいただけるという条件で、預かっております。通常であれば総会までに間に合うので、許可相当でご説明させて頂いているところなのですが、現時点で間に合っておりませんので先ほどの説明の通り、そちらの書類が揃うという条件を付した形で、県の方に進達したいと考えております。県へのこちらの申請につきましては、許可権者が埼玉県あり県の方とも調整しておりまして、もし書類が揃わないのであれば保留するという形で調整はついておりますので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

○農業委員 9 番 (荻野実君)

もしそうであれば、県の方で保留になると言ったとしても、県の方で許可になってしまえば審議する意味がないと思うのですが、今回どうしても審議に諮らなければいけないような事由というのがあるのですか。

○事務局

今回審議に諮る理由としましては、農業委員会はあくまでも審議機関ではございますが、許可権者ではございませんので、あくまでも許可権者である埼玉県の方と調整しまして、取り扱いの方を調整させていただきました。本来であれば、当然すべての書類が揃った時点でお預かりするというのが本来なのですが、諸事情がございましてちょっと遅れているというのが実情でございます。県に確認したところ、県からもその裏付書類がない限りは許可をおろさないということで確認をしております。以上です。

○農業委員 9 番（荻野実君）

だとすれば、今回ではなくても来月でも構わないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

すみません。言われていることはよくわかるのですが、改めて代理人を通して確認しているところでして、資金裏付書類の発行について現在金融機関と調整をしている最中ですのでの回答でした。審査を1ヶ月延ばしてしまいますと、そのまま許可自体が先延ばしとなりますが、そこまでの権限は市の方にはないという判断をしております。最終的な許可判断は、許可権限を持っている埼玉県の方で行っており、その書類が出てきたら許可しますよという体制をとっていますので、1ヶ月延ばしての審議を行うところまでの権限は市の方にはない、というような状況であるというふうに判断をしています。以上です。

○議長

書類の不備の結果については、来月の委員会の時に報告してもらえますか。

○事務局

はい。よろしくお願いいたします。

○議長

他にございませんか。

（田中推進委員 挙手）

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

今の話の続きになってしまって申し訳ないのですが、基本的には資金とか融資というのは、農業委員会で審査するものではなく、農業委員会はあくまでもその土地が適正に周りの農地に影響がないとか、要するに私たちはそういうことを審議するというふうに考えればよろしいですかね。

○事務局

今、田中委員さんがおっしゃるとおり、農業委員会ですので農地を農地以外で使う場合、周辺農地へ耕作の支障がないか、とかそういう形での審査という形になります。それとは別に、市の関係各課の方に今回の申請にあたり意見の方いただいております。その内容を合わせて、うちの方の許可とあわせて、申請者には指導事項という形で周知させていただいております。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

最終的に不足書類の提出がなければ、そこで県により保留されるということなんですね。

○事務局

そういうことです。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

はい、わかりました。

○議長

他にございませんか。よろしいですかね。

それでは、なければ質疑を終わり採決いたします。

先ほど事務局から説明ありましたが、一部書類に不足がございますので、そちらが揃うことを条件とした、条件付き許可とすることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、条件付き許可相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

10月23日に、農地所在地区の的場推進委員と別々に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、法人所在地区を中心に市内外において野菜全般を栽培する農業法人です。耕作は社員3名で行っており、今回の申請地は野菜畑として利用する予定です。

市内で借入地を4.7ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機3台、トラクター3台、軽トラック2台、普通トラック3台、コンバイン2台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

10月23日に、担当の清水委員とは別々になりましたが、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われしますのでよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の1番は、使用貸借権による利用権設定の更新でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までは経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人

の（申請地を含めた現在の）経営面積は約476アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は300日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
ございませんか。

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から23番までは、関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、2番から23番までを一括議題といたします。なお、議事参与の制限の規定により、中島伸吉委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（中島伸吉委員 退席）

○議長

この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後担当委員に説明を願います。
それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

議案第3号2番から23番までの案件は、貸付け希望者からの農地に関して「埼玉県農林公社」が農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うことについて審議をお願いするものでございます。こちらについても、経過措置による利用権設定となります。

なお、この後の議案第4号の「農用地利用集積等促進計画の案」において、埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画に係る意見について審議をお願いすることとなっております。

議案書の貸付人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は、所有者22名、筆数は51筆、総面積は59,905平方メートルになります。

利用権種類は、「使用貸借権」が8番、16番及び23番の3件8筆と、「賃借権」が2番～7番と、9番～15番と、17番～22番の19件43筆であり、利用権の設定期間は、議案書のとおりとなります。

借賃は、10アール当たり防霜ファンが設置されている農地は4,000円、設置されていない農地は2,000円でございます。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第2号のただし書により、

1点目として入間市の「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」に適合するか、2点目として所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は、入間市の定める「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意につきましても「農用地利用権設定等申出書」により確認しています。

説明は以上でございます。

○議長

次に、各担当委員・推進委員の説明ですが、通常であれば議案番号順での説明となりますが、今回の案件は複数の地区にまたがるため、金子上地区から東側へ、その後東金子地区、宮寺地区の順に説明をお願いしたいと思います。

それでは、担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

10月21日に、木蓮寺・寺竹桂地区にある2筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。

この2筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

10月21日、担当の野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。

10月18日に、下谷ヶ貫・花ノ木・中神・根岸地区の農地の状況を豊泉推進委員と別々に、西三ツ木地区の農地の状況は、三木推進委員と別々に確認してまいりました。寺竹地区については、10月19日に三木推進委員と別々に、確認してまいりました。

この46筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

10月21日、担当の上原委員とは別々に、金子下地区の現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われまますのでよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当10番、久保田勝委員、説明を願ひます。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。

10月18日に、新久地区にある1筆の農地の状況を、間野推進委員と別々に確認してまいりました。

この1筆の農地について、茶畑として管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願ひします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

10月22日、担当の久保田委員と別々に、現地を確認しました。

久保田委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われまますのでよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当9番、荻野実委員、説明を願ひます。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。

わかりづらいので、議案第3号3番についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、10月19日に、岩田推進委員とは別々に現地に出向き、状況確認をして参りました。

現地は案内図の通り、新設予定の道路を挟んで東西に分かれた農地となっております。

現在、野菜等の作付けは行われておらず、低雑草に覆われておりましたが、一・二回の耕うんにより普通畑としての利用は可能かと思われれます。このような状況でした。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

10月24日、担当の荻野委員とは別々に、現地を確認しました。その際は、トラクターで耕うんされているような形で管理が入っているようでした。特に問題はないかと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、中島伸吉委員の退席を解除いたします。

（中島伸吉委員 着席）

（農業振興課職員 前方に移動）

○議長

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案ですが、使用貸借権の設定等を受ける者について事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思います。なお、議事参与の制限の規定により、豊泉隆委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(豊泉隆委員 退席)

それでは、1番の案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第4号、農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和6年10月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

ご説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正がございましたが、公社を介した権利設定の手法について、経過措置期間において入間市では従来踏襲型を採用し、配分計画が促進計画に置き換わる事を除き従来同様の流れとなっております。

それでは、ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用集積等促進計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1の令和6年度第1回農用地利用集積等促進計画（案）をお開きください。

賃借権の設定等を受けるものは、2法人、1個人となります。設定する権利の種類は1番から43番については賃借権、44番から51番については使用貸借権。内容は1番から49番までが茶畑、50番から51番が野菜畑。貸借期間は、別紙1記載のとおりとなります。

1番から43番までの賃貸借農地の借賃は、10アール当たり、防霜ファンが設置されている農地は4,000円、設置されていない農地は2,000円で計算されており、支払い方法は口座振替となっております。

1番から43番までの借受け希望法人は、金融機関母体の法人が出資し、平成27年3月に設立された農業法人です。

法人としての年数は9年ではございますが、生産部門を取り仕切る役員は約26年にわたり製茶経営に携わった経験者であり、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は金子地区内にあり、借入地までの所要時間は10分ほどでございます。

44番から49番までの借受け希望法人は、平成2年に任意団体として設立し、平成27年12月に法人として設立されました。地区内にある共同製茶工場において、自ら耕作の茶葉のみならず生葉農家からも茶葉を買い取り、荒茶製造を行っています。

50番並びに51番までの借受け希望者は、令和5年度から新規就農者として規模拡大を図っている露地野菜農家です。販路は直売所が中心であり、営農地区は宮寺地区となっております。

借受け希望者3者は、いずれも今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方が懸念される中、市内地区の農地を守っていきたいと考えており、これまでの実績からも借受け希望者である3者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

議事参与の制限の規定により、豊泉隆推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（豊泉推進委員 退席）

○議長

それでは、ただいま事務局から説明のありました案件について、質疑やご意見がありましたらお願いいたします。

（荻野委員 挙手）

○農業委員9番（荻野実君）

質問の内容が合致するかどうか分からないのですけれども、2つの法人が借りる予定となっており、両方とも現況茶園なのかなと思います。借賃が片方の法人には無いのは何か理由があるのでしょうか。

○農業振興課

農業振興課の酒井です。ご質問に回答いたします。

賃貸借か使用貸借かは、当事者間の協議のもとに決定することですが、片方の法人は、賃貸借にて借りるという意向で当初から貸借しております。もう片方の法人については、使用貸借でこれまでも貸借していることから、今回もそれぞれの貸借を行っています。以上です。

○農業委員9番（荻野実君）

番号50番、51番の宮寺の普通畑の件なのですけれども、こちら先ほど私が説明したとおり、新設道路を挟んで東西に貸付の場所となっているのですけれども、こちらの現況がですね、農用地として条件不利地ということで、高低差があったり、川に面していたりと条件不利地なのですけれども、こちらを借受ける者がこの農用地を希望されての計画になっているのでしょうか。

○農業振興課

回答いたします。こちらは耕作者、借手側の希望があってはじめて貸借設定が出されておりました。借受人の希望によるものと伺っております。

○農業委員9番（荻野実君）

もう一点よろしいでしょうか。

この資料ですと、地番とか土地の利用目的や面積とかはわかるのですが、この畑のですね、例えば標高であるとか、傾斜であるとか、あと周りの農地との高低差ですね、できれば畑の力強さとかそういうような条件、資料というのは別途頂かないのですか。

○農業振興課

この書式が、法律の要項の中で定められている書式になりまして、そういった諸条件というのは記載するところをございませぬので、これまでは記載などしていなかったのが現状です。そういった条件等については、当事者間での合意であったり、納得のうえで書いているものと考えておりました。そのうえで事務を進めているといった状況です。

○農業委員9番（荻野実君）

わかりました。

○議長

他に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われまますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

ここで、農業振興課職員は退席をお願いいたします。

○農業振興課

ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長

また、ここで豊泉隆推進委員の退席を解除いたします。

(豊泉推進委員 着席)

○議長

続いて、議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

この議案については、はじめに摘要欄に記載されている、市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後担当委員に説明を願います。

それでは、1番について事務局から説明を願います。

○事務局

議案第5号の1番ですが、土地所有者、廃止又は変更に係る土地の表示、生産緑地番号、摘要については、配布議案書の通りでございます。該当農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取

らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和6年9月28日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、「市内農地の減少について」、2点目、「周辺農地に与える影響について」の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

10月21日に、間野推進委員と別々に、申請地の状況などを確認してきました。

状況は、除草剤による雑草駆除の更地のままになっております。申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、宅地と農地が混在した区域になっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われれます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

豊岡中地区推進委員の間野です。

10月22日、担当の小澤委員と別々に、現地を確認しました。

小澤委員の説明のとおりかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

○議長

ございませんか。

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、協議依頼があった「市内農地の減少について」と「周辺農地に与える影響について」は「支障なし」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし。」とすることに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については6件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前11時07分